小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、市内の介護保険法(平成９年法律第 123 号)に基づくサービスを提供する事業所(以下「事業所」という。)に勤務する介護支援専門員及び主任介護支援専門員(以下「介護支援専門員等」という。)の維持・確保を図ることを目的に、介護支援専門員等の資格の取得、更新等に係る研修を受講する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（平成 18 年小林市規則第 65 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（交付対象研修及び交付額）

第２条　補助金の交付の対象となる研修は別表に定めるものとし、その交付額は当該研修に係る受講料全額（消費税及び地方税の額を除く。）とする。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（１）　申請日において別表に定める研修を修了しており、かつ、その修了日が、申請日の属する年度の４月１日以降であること。

（２）　事業所の運営法人等に直接雇用された者であって、申請日時点及び今後も継続して就労する予定のもの

（３）　国、県、地方公共団体又は公益団体等から同種の支援又は補助金等(就労している勤務先からのものを除く。)を受けていない者

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする介護支援専門員等は、研修受講修了後に小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金交付申請書(様式第１号)に研修受講の修了を証明できる書類及び受講料の支払いを確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、交付を決定したときはその額を確定するものとする。

２　市長は、前項の規定により交付の決定及び確定をし、又は申請を却下したときは、小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金交付決定及び確定通知書(様式第２号)又は小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金申請却下通知書(様式第３号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

（支援金の請求及び支払）

第６条　前条に基づく支援金の交付の決定及び確定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金請求書（様式第４号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

２　市長は、前項の請求書を受理したときは、交付決定者に速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第７条　規則第13条第１項の規定による実績報告は、第４条に規定する書類の提出をもって、これに代えるものとする。

（返還）

第８条　市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

（関係書類の保存）

第９条　支援金の交付を受けた交付決定者は、この支援金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、支援金の交付を受けた翌年度から起算して５年間保管しておかなければならない。

（その他）

第10条　この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第２条関係）

交付の対象となる研修
介護支援専門員実務研修
介護支援専門員専門・更新研修
介護支援専門員再研修
主任介護支援専門員研修
主任介護支援専門員更新研修

様式第１号(第４条関係)

年　月　日

小林市長　様

住　所

氏　名

連絡先

小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金交付申請書

小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金の交付を受けたいので、小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金交付要綱第４条の規定に基づき、次のとおり申請します。

受講する研修(該当する項目に○)		受講料	申請額
	介護支援専門員実務研修		円
	介護支援専門員専門・更新研修		
	介護支援専門員再研修		
	主任介護支援専門員研修		
	主任介護支援専門員更新研修		

※受講料及び申請額は消費税額を除いて記載してください。

就労先証明欄	上記の者は、当事業所の職員であることを証明します。 年　月　日 事業所名 所在地 代表者名

(添付書類)

・研修の受講を終了したことを証明する書類(研修受講修了証明等)

・受講料の支払いを確認できる書類(研修受講料の領収書等)

様式第２号(第５条関係)

年　月　日

様

小林市長　　印

小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金交付決定及び確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金については、小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金交付要綱第５条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

１　交付決定額　　金　　円

２　交付確定額　　金　　円

３　交付条件

(1) 小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金交付要綱の規定に従うこと。

(2) 要綱に違反したときは、交付決定の取消し又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

様式第３号(第５条関係)

年　月　日

様

小林市長　　印

小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金交付申請却下通知書

年　　月　　日付けで申請のあった小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金については、下記の理由により申請を却下することに決定したので、小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金交付要綱第５条第２項の規定に基づき通知します。

却下の理由

様式第４号(第６条関係)

年　　月　　日

小林市長　様

住所

請求者　氏名　　㊞

小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金請求書

小林市介護支援専門員等法定研修支援補助金について、下記のとおり請求します。

１　請求額　金　　円

２　振込先

金融機関名			
本店・支店名		預金種別	
口座番号			
ﾌﾘｶﾞﾅ			
口座名義			